

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
神奈川県 小田原・足柄下地域	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町 真鶴町衛生組合	平成 25 年度~令和元年度	平成 25 年度~令和元年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成22年度)	目標 (割合※1) (令和2年度) A	実績 (割合※1) (令和2年度) B	実績/目標※2	
排出量	事業系 総排出量	40,189t	38,570t (-4.0%)	26,739t (-33.5%)	837.5%
	1 事業所当たりの排出量	3.08t	3.04t (-1.3%)	2.44t (-20.8%)	1600.0%
	生活系 総排出量	71,403t	66,494t (-6.9%)	68,363t (-4.3%)	62.3%
	1 人当たりの排出量	212.3kg/人	198.8kg/人 (-6.4%)	229.7kg/人 (8.2%)	-128.1%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	111,592t	105,064t (-5.8%)	95,102t (-14.8%)	255.2%
再生利用量	直接資源化量	14,911t (13.4%)	18,735t (17.8%)	9,805t (10.3%)	-70.5%
	総資源化量	24,721t (22.1%)	28,834t (27.4%)	18,018t (19.0%)	-58.5%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh	0 MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	77,170t (69.2%)	68,845t (65.5%)	67,818t (71.3%)	-56.8%
最終処分量	埋立最終処分量	10,007t (9.0%)	7,478t (7.1%)	9,266t (9.7%)	-36.8%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成22年度)	目 標 (令和2年度) A	実 績 (令和2年度) B	実績 B / 目標 A	
総人口	247,240 人	243,366 人	231,730 人	—	
公共下水道	污水衛生処理人口	183,457 人	200,790 人	174,526 人	86.9%
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	74.2%	82.5%	75.3%	91.3%
集落排水施設等	污水衛生処理人口	0 人	0 人	0 人	0%
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	17,128 人	16,198 人	14,281 人	88.2%
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	6.9%	6.7%	6.2%	92.5%
未処理人口	污水衛生未処理人口	46,655 人	26,378 人	42,923 人	162.7%

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	—	有料化	小田原・足柄下 地域各市町	排出量に応じた負担の公平性や住民意識の改革を進めるため、指定ごみ袋の有料化を実施。ごみ処理費用の有料化等を検討	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 直接搬入ごみは@25 円/kgとしている。大型ごみはコール制の業者委託による戸別収集とし、証紙購入による手数料制度としている。</p> <p>【箱根町】 直接搬入ごみは@18 円/kgとしている。大型ごみはコール制の業者委託による戸別収集とし、1 個あたり 500 円としている。</p> <p>【真鶴町・湯河原町】 直接搬入ごみは一部品目の多量搬入に対し、@20 円/kgとしている。</p>
	1 1	意識啓発	小田原・足柄下 地域各市町	環境教育・環境学習の実施、市広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを活用した情報提供	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 市内在住の小学生を対象に、ごみの授業や施設見学会を実施。市内自治会を対象に出前講座等を開催。</p> <p>【箱根町・真鶴町】 教育委員会や社会教育団体と連携して、ごみ処理の講習会、リサイクルの体験講座などを開催。他地域からの来訪者に対し、ごみの持ち帰りや観光施設での分別排出に協力するよう呼びかけを実施。</p> <p>【湯河原町】 町内各種団体を対象として出前講座を開催。</p>
	1 2	生活系ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進	小田原・足柄下 地域各市町	各家庭における生ごみの堆肥化を推進。生活系ごみ回収量の増加によるごみ焼却量削減と資源化を検討。	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 剪定枝資源化の仕組みづくりの検討。家庭などから回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、パッカー車に活用。</p> <p>【箱根町】 各家庭での生ごみ堆肥化の取組を呼びかけ。生ごみ処理機器の購入補助を継続。</p>

					<p>【真鶴町】 町広報等を通じてごみの減量化やリサイクル推進のための情報提供を実施。 小型家電は拠点回収、古着は月1回の回収日を設けごみの減量化・資源化を図っている。</p> <p>【湯河原町】町広報等を通じてごみの減量化やリサイクル推進のための情報提供を実施。 小型家電、廃食用油、古着の拠点回収を開始し、ごみの減量化・資源化を図った。</p>
1 3	事業系ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進	小田原・足柄下地域各市町	多量排出事業者への指導、使い捨て容器の使用抑制、食品リサイクル法に基づく取組	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 「減量化及び資源化計画書」を提出している多量排出事業者を対象に立入検査を実施し、必要に応じて指導等を行う。</p> <p>【箱根町】 ホテル、旅館、飲食店などに対し、食品残渣の排出量削減等を図るよう促している。</p> <p>【真鶴町】 多量排出事業者に対して、適正な処理を計画に基づき、着実に取り組むよう指導している。</p> <p>【湯河原町】 多量排出事案について、張り紙等個別対応している。</p>
1 4	生活排水対策	小田原・足柄下地域各市町	下水道の整備及び接続の推進、合併処理浄化槽の普及促進	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 水質保全に関する意識啓発を図る。下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。</p> <p>【箱根町】 合併処理浄化槽の普及促進を図る。</p> <p>【真鶴町・湯河原町】 静岡県熱海市と真鶴町、湯河原町の1市2町のし尿及び浄化槽汚泥の共同処理に向け、令和元年度に熱海市に前処理設備及び下水道投入設備を整備し、令和2年4月から共同処理を開始。</p>

処理体制の構築、変更に関するもの	2 1	資源化品目の増加	小田原・足柄下地域各市町	紙、布類の収集回数の増、焼却残渣の資源化、不燃残渣、容器包装プラスチックの資源化	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】</p> <p>紙、布類の収集回数については、平成 24 年度に 4 地区限定で月 4 回収を実施したが、平成 17 年度以降は、月 2 回のままである。平成 27 年度から高齢者世帯等の戸別収集サービスを開始。トレー類、プラ表示のあるものの収集回数を平成 28 年度に月 2 回から月 4 回に増やした。</p> <p>【箱根町】</p> <p>分別品目について、平成 28 年度から使用済小型家電を町内 5 か所に回収ボックスを設置し、拠点回収を開始した。</p>
	2 2	広域処理システムの構築	小田原・足柄下地域各市町	役割分担、体制・組織、費用負担ほかシステム構築に向けた検討・協議	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>地形的特性や観光渋滞などの収集運搬に係る課題もあり、当分の間は小田原市と足柄下郡の既存施設を改修・活用しながら、当該地域の集約化を目指して検討している。</p> <p>【小田原市】</p> <p>当分の間、焼却施設を継続使用するための基幹的設備改良工事を実施。</p> <p>【箱根町・真鶴町・湯河原町】</p> <p>第 2 次計画にて、湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の延命化や 24 時間運転への変更に伴い、箱根町の焼却施設を廃止し、中継施設に改修するなどして、足柄下郡系統を統一していく予定。</p>
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)リサイクルセンター整備事業	湯河原町真鶴町衛生組合	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)の整備	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>検討の結果、湯河原町真鶴町衛生組合のリサイクル整備事業は実施しないことにしたが、第 2 次計画にて箱根町が資源化施設の整備を予定。</p>
	2	(仮称)熱回収施設整備事業	湯河原町真鶴町衛生組合	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>第 2 次計画にて湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の基幹的設備改良工事を実施予定。</p>

3	湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場再生事業	湯河原町真鶴町衛生組合	既埋立物の全量掘削・撤去による最終処分場の修復・再生	H25~H30 (H25~H30)	計画どおり実施
4	小田原市焼却施設整備事業	小田原市	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備	H28~R 元 (H25~R 元)	計画どおり実施
5	合併処理浄化槽整備事業	小田原・足柄下地域各市町	合併処理浄化槽の整備	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに係る補助を実施。 〔補助対象設置基数〕 H25：8基、H26：0基、H27：5基、 H28：14基、H29：12基、H30：6基、 R元：13基</p> <p>【箱根町】 くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに係る補助を実施。 〔補助対象設置基数〕 H25：0基、H26：1基、H27：1基、 H28：1基、H29：1基、H30：0基、 R元：0基</p> <p>【真鶴町】 合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに係る補助制度を設定。 〔新設補助対象設置基数〕 H25：2基、H26：2基、H27：2基、 H28：7基、H29：2基、H30：8基、 R元：0基 〔設置替え（転換）補助対象設置基数〕 H25：0基、H26：0基、H27：0基、 H28：0基、H29：0基、H30：0基、 R元：0基</p> <p>【湯河原町】 設置替え対象者に啓発したが、設置がなかった。</p>

						〔補助対象設置基数〕 H25：0基、H26：0基、H27：0基、 H28：0基、H29：0基、H30：0基、 R元：0基
施設整備に係る計画支援に関するもの	3 1	(仮称)リサイクルセンター整備事業に係る計画支援	湯河原町真鶴町衛生組合	契約発注に関する技術支援ほか	H25~R 元 (H25~R 元)	検討の結果、湯河原町真鶴町衛生組合のリサイクル整備事業は実施しないことにしたが、第2次計画にて箱根町が資源化施設の整備を予定。
	3 2	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	湯河原町真鶴町衛生組合	契約発注に関する技術支援ほか	H25~R 元 (H25~R 元)	第2次計画にて湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設の基幹的設備改良工事を実施予定。
	3 3	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	小田原市	契約発注に関する技術支援ほか	H26 (H26)	小田原市清掃工場焼却施設の施設整備基本計画の策定及び基本設計の作成に向け、発注支援事業を実施。
	3 4	(仮称)熱回収施設整備事業に係る計画支援	小田原市	実施設計作成	H28 (H28)	小田原市清掃工場焼却施設の実施設設計の作成に向け、計画支援事業を実施。
その他	4 1	きれいなまちづくりの推進	小田原・足柄下地域各市町	地域の清掃活動やポイ捨て防止キャンペーン、パトロールなど	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】平成21年7月に「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」を制定し、空缶、タバコの吸い殻のポイ捨てや歩行喫煙の禁止などの規制を実施し、住み良い環境づくりを行っている。</p> <p>【箱根町】平成13年10月から「箱根町をきれいにする条例」を施行し、廃棄物、汚物、釣り具用品の投棄の禁止などの規制を実施し、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図っている。</p> <p>【真鶴町】きれいな町・住みよい街を目指し毎年6月下旬、住民参加による町内一斉清掃を実施している。</p> <p>【湯河原町】平成22年から「日本一ポイ捨てゴミのない町」を目指し、除間伐した木材を利用し、製作したごみ箱を公共施設等に設置した。</p>

4 2	不法投棄対策の推進	小田原・足柄下 地域各市町	監視パトロールの実施、悪質なケースへの厳正な対応など	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市】 不法投棄防止対策として、警察への通報の徹底、パトロールの実施や啓発看板の貸し出し、監視カメラの設置等を実施。</p> <p>【箱根町】 不法投棄防止対策として、パトロールの実施や、監視カメラの設置等を実施。</p> <p>【真鶴町】 神奈川県と連携し、不法投棄監視パトロールを定期実施している。また、地域住民や警察と連携し、不法投棄防止看板の設置や不法投棄者の特定等を行い、不法投棄防止策強化を図っている。</p> <p>【湯河原町】 神奈川県と連携し、不法投棄監視パトロールを定期実施している。また、監視カメラを設置するなど対策を強化している。</p>
4 3	海岸漂着ごみの適正な処理	小田原・足柄下 地域各市町	海岸清掃・美化活動への協力と、海岸に漂着したごみの適正処理	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【小田原市・真鶴町・湯河原町】 公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携して、美化啓発や海岸清掃などを実施。</p>
4 4	災害時の適正な廃棄物処理	小田原・足柄下 地域各市町	各関係機関や団体などと連携し、適正・円滑な処理体制の確保を図る	H25~R 元 (H25~R 元)	<p>【1市3町】 令和元年12月に策定した「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」において、災害時の対応として、ブロック管内で迅速なごみ処理や災害廃棄物仮置場の確保などを含めた総合的な協力体制を整備することを定めた。</p>

3 事業実施による二酸化炭素削減効果について

(1) 削減量 (実績)

1. 算定方法

基幹的設備改良工事前 (2017年3月18日～3月25日 (8日間) までの2・3・4号炉稼働) の運転データと工事完了後 (2020年1月29日～31日 (3日間) までの2・3・4号炉稼働) の運転データをもとに、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に従い算出する。

2. 算定根拠

工事前データ	(1) 焼却量	166.29 t/日
	(2) 電気使用量	21,414.00 kWh/日
	(3) 炉の立ち上げ下げに伴う化石燃料使用量 (灯油) ※平成25年度運転データ (年間平均)	1.50 kL/回・炉
	(4) 助燃材、建築設備の化石燃料使用量	なし
	(5) 蒸気や温水など場外への熱供給量	6.30 GJ/日
	(6) 改良前の年間二酸化炭素排出量	4,754.10 t-CO ₂ /年
工事後データ	(1) 焼却量	188.19 t/日
	(2) 電気使用量	18,666.00 kWh/日
	(3) 炉の立ち上げ下げに伴う化石燃料使用量 (灯油) ※平成25年度運転データ (年間平均)	1.50 kL/回・炉
	(4) 助燃材、建築設備の化石燃料使用量	なし
	(5) 蒸気や温水など場外への熱供給量	6.30 GJ/日
	(6) 改良後の年間二酸化炭素排出量	3,655.70 t-CO ₂ /年

3. 削減量 (削減率)

施設の稼働に伴う二酸化炭素の削減量は、改良工事の実施により、年間換算で、1,098.4 t削減できた。これは、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」による削減率の計算では、22.4%となり、3%以上の削減率を得ることができた。

(2) 削減量に達しなかった場合の原因

4 目標の達成状況に関する評価

【ごみ処理】

1 排出量

ごみの発生抑制や減量化に向けた取組により、総排出量を平成 22 年度から 14.8%削減し、目標を達成した。

構成市町は、今後も連携し、各地域の特性を生かしながら、更なるごみの減量化・資源化に向けた取組を進めるものとする。

(1) 事業系

・減量化・資源化に向けた取組を推進したことで、事業系総排出量を平成 22 年度から 33.5%削減、1 事業所当たりの排出量を平成 22 年度から 20.8%削減し、いずれも目標を達成できた。

(2) 生活系

・減量化・資源化に向けた取組を推進したものの、生活系総排出量を平成 22 年度から 4.3%削減したが、目標を達成することはできなかった。1 人当たりの排出量が平成 22 年度から 8.2%増加し、目標を達成できなかった。

2 再生利用量

・直接資源化量が平成 22 年度から減少し、総排出量に占める直接資源化量の割合も減少したため、目標を達成できなかった。

・総資源化量が平成 22 年度から減少し、総排出量に占める総資源化量の割合も減少したため、目標を達成できなかった。

・これらは、資源ごみの多くを占める紙類の回収量の減少により、資源化量も減少したことが主な要因と考える。

3 エネルギー回収量（年間の発電電力量）

・有効熱量として、建物内への熱量供給はしているが、発電出力は目標設定していないため、0 MWh に変更はない。

4 減量化量

・中間処理による減量化量は平成 22 年度から削減できたが、総排出量に占める減量化量の割合は減少したため、目標を達成できなかった。

5 最終処分量

・埋立最終処分量は平成 22 年度から削減できたが、総排出量に占める埋立最終処分量の割合は増加したため、目標を達成できなかった。

当初の計画どおり焼却灰等の資源化が実施できなかったことが主な要因と考える。

このような結果から、令和元年度に策定した神奈川県小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）において、新たな目標を定め、足柄下郡系統において焼却施設の集約化を図るとともに、各市町にて減量化・資源化に係る施策に取り組んでいくこととしている。

【生活排水処理】

総人口は、平成 22 年度の 93.7%となり減少した。汚水衛生処理人口合計の総人口に対する割合が平成 22 年の 81.1%から 81.5%となり、着実な整備が図られた。

1 公共下水道

・目標は達成しなかったが、汚水衛生処理人口普及率は平成 22 年度より 1.1%の増となっており、着実な整備が図られた。

・今後も公共下水道の整備と併せて接続率の増加を推進し、生活排水の適正処理に向けた取組を進める。

2 合併処理浄化槽

・汚水衛生処理人口普及率の目標 6.7%に対し、実績は 6.2%となり、目標を達成することができなかった。

・今後も合併処理浄化槽の設置に係る補助金制度を広く住民に周知し、生活排水の適正処理に向けた取組を進める。

3 未処理人口

・目標は達成しなかったが、平成 22 年度の 92.0%となり、成果はあったと考える。

なお、ごみ処理と生活排水処理において、目標が達成できなかった要因と目標達成に向けた方策については、「様式10 改善計画書」に詳細を記載する。

(都道府県知事の所見)

【ごみ処理】

当地域での重要施設整備計画である小田原市焼却施設の延命化工事及び湯河原真鶴組合の最終処分場の整備については計画通りに行えた。

事業系と生活系を合わせた総排出量では、目標 105,064t に対し実績 95,102t となり、目標を達成することができた。特に事業系においては、多量排出事業者への指導、使い捨て容器の使用抑制、食品リサイクル法に基づく取組等が功を奏し、総排出量が目標 38,570t に対し実績 26,739t となり、1 事業所当たりの排出量が目標 3.04t/事業所に対し 2.44t/事業所となるなど、ともに目標を達成することができた。一方、生活系については、総排出量が目標 66,494t に対し実績 68,363t となり、1 人当たりの排出量が目標 198.8kg/人に対し実績 229.7kg/人となるなど、目標を達成することができなかった。これについては、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症が流行し、巣ごもり需要が増加した結果、生活系ごみの排出量が増加したことが要因と考えられ、事情やむを得ないものと考えられる。

再生利用量については、直接資源化量は目標 18,735t に対し実績 9,805t、総資源化量は目標 28,834t に対し実績 18,018t となり、どちらも目標を大幅に下回ることとなった。これについては、いずれの構成市町においても、資源ごみの多くを占める紙類の回収量が減少したことが要因と考えられるが、全国的に見ても古紙の回収量は減少傾向にあり、特に新聞紙の回収量の大幅な減少が、再生利用量を減少させたと思われる。

また、資源化施設の整備と併せて分別区分や資源化品目の統一について検討を行ってきたところではあるが、収集体制や施設整備について調整に時間がかかっていることも、資源化目標が達成できなかった要因と考える。

最終処分量については、目標 7,478t に対し実績 9,266t となり、目標を達成できなかった。これについては、平成 22 年度の東日本大震災以降、焼却灰は埋立処分が主流になった結果、小田原市では焼却灰資源化の受け入れ先の確保に苦慮し、処分を優先させてきたことが要因と考えられる。

目標を達成できなかった項目についても、概ね平成 22 年度の現状値より減少しており、地域全体で循環型社会の形成が進んでいると考える。次期計画においては、生活系ごみの排出量削減とともに、資源化の推進を図りたい。

本県としても、当地域においては継続して循環型社会形成推進のための検討が進められていることから、積極的な助言・指導を継続し、目標達成に努める。

【生活排水処理】

人口減少等の影響もあり、目標には達していないが、浄化槽による汚水衛生処理人口は着実に増加しており、生活排水処理の推進に寄与したと考える。

今後も神奈川県生活排水処理施設整備構想を踏まえて、地域全体における生活排水処理率の更なる向上を目標として、積極的に浄化槽等の設置を図りたい。